

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
がたの翌
日の翌)

目 次

- ◇ 告 示 家畜のブルセラ病検査等の実施
家畜の結核病検査の実施
保安林の指定予定
保安林の指定の解除予定
林業種苗法による生産事業者の登録の失効
土地収用法による土地の立入り(二件)
開発行為に関する工事の完了
- ◇ 教委告示 教育委員会の招集
- ◇ 海区漁業調整委告示 漁業法による公聴会の開催
- ◇ 公 告 職業訓練法による技能検定の合格者

告 示

鳥取県告示第二百七十七号

家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、ブルセラ病検査、結核病検査、ニューカッスル病検査、ひな白痢検査、マイコプラズマ病検査、腐蛆病検査、馬伝染性貧血検査、炭疽予防注射及び気腫疽予防注射を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条第一項の規定に基づき、対象家畜の所有者に対して検査又は注射を受けることを命ずる。

昭和五十七年三月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 実施の目的 ブルセラ病、結核病、ニューカッスル病、ひな白痢、マイコプラズマ病、腐蛆病、馬伝染性貧血、炭疽及び気腫疽予防のため
- 二 実施する区域
 - 1 ブルセラ病検査、ニューカッスル病検査、ひな白痢検査、マイコプラズマ病検査、腐蛆病検査、炭疽予防注射及び気腫疽予防注射
県下全域
 - 2 結核病検査
県下全域(米子市、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び中山町の区域を除く。)
 - 3 馬伝染性貧血検査
県下全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- 1 ブルセラ病検査

(一) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で生後九十日を経過したもの、及びこれと同一施設内で飼育している牛で生後九十日を経過したもの

鳥取市、米子市、境港市、国府町、岩美町、青谷町、船岡町、河原町、大栄町、東伯町、東郷町、三朝町、西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町、中山町及び溝口町の区域

(二) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの

倉吉市、福部村、気高町、鹿野町、郡家町、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村、智頭町、泊村、関金町、羽合町、赤碕町、江府町、日野町及び日南町の区域

(三) (一)及び(二)以外の牛で昭和五十七年四月一日以降放牧しようとするもの

2 結核病検査

(一) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で生後九十日を経過したもの及びこれと同一施設内で飼育している牛で生後九十日を経過したもの

1の(一)に掲げる区域(米子市、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び中山町の区域を除く。)

(二) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの

1の(二)に掲げる区域

(三) (一)及び(二)以外の牛で昭和五十七年四月一日以降放牧しようとするもの

3 ニューカッスル病検査 鶏

4 ひな白痢検査及びマイコプラズマ病検査 種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

5 腐蝕病検査 みつばち

6 馬伝染性貧血検査 馬術競技等に参加する馬及びこれと同一施設内で飼育している馬

7 炭疽及び気腫疽予防注射 昭和五十七年四月一日以降放牧しようとする牛

四 実施の期日

昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで

五 検査の方法

1 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集反応

2 結核病検査 ツベルクリン検査皮内反応

3 ニューカッスル病検査 臨床検査及びHI抗体検査

4 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応

5 マイコプラズマ病検査 臨床検査及び急速凝集反応

6 腐蝕病検査 肉眼的検査及び細菌学的検査

7 馬伝染性貧血検査 寒天ゲル内沈降反応

8 炭疽 炭疽予防液皮内又は皮下注射

9 気腫疽 気腫疽予防液皮下注射

鳥取県告示第二百七十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第三十一条第二項

の規定に基づき、結核病検査を次のとおり実施する。

昭和五十七年三月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 実施の目的

結核病予防のため

二 実施する区域

米子市、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び中山町の区域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で生後九十日を経過したもの及びこれと同一施設内で飼育している牛で生後九十日を経過したもの

四 実施の期日

昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで

五 検査の方法

ツベルクリン検査皮内反応

鳥取県告示第二百七十九号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年三月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

倉吉市福本字向山三六四の九

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採することができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び倉吉市役所に供え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百八十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年三月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
倉吉市三江津田六二九
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第二百八十一号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十七年三月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	生産事業者の者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
七十四	有岡 政雄	八頭郡八東町大字三浦二〇一	外の苗木育成	有岡 政雄 畑	八頭郡八東町大字三浦
百九	岡田 仲弘	八頭郡智頭町大字西谷五一九	穂の採取並びに外の苗木の育成	岡田 仲弘 畑	八頭郡智頭町大字西谷

鳥取県告示第二百八十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定に

基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年三月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 起業者の名称
中国電力株式会社
- 二 事業の種類
特別高圧送電線浜村支線増強工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域
気高郡鹿野町大字岡木及び大字乙亥正地内
- 四 立ち入ろうとする期間
昭和五十七年三月三十一日から昭和五十八年三月三十日まで

鳥取県告示第二百八十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年三月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 起業者の名称

日本道路公団

二 事業の種類

高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線新設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

- 1 米子市石州府字大塚ノ菘、字大塚ノ貳、字浅宮谷、字寺處ノ貳、字寺處ノ菘、字寺處ノ三、字寺處ノ四、字山ノ下タ一、字山ノ下タ二、字所ノ峯、字大成、字原新田及び字石州府原、赤井手字菘池、字東天神免、字中天神免、字西天神免、字西中島ノ下、字西中島の上、字明寿庵、字欠田、字松尾河原、字松尾河原ノ菘、字松尾河原ノ貳、字欠田河原ノ菘、字欠田河原ノ貳、字東及び字東菘池、河岡字吉崎、字福留之上、字下夏梅、字上夏梅及び字吉崎下モ、尾高字家ノ後、字福留字西ケ森ノ四、字藏ノ内、字西ケ森ノ菘、字西ケ森ノ二、字森、字六反場筋ノ三及び字森テ田、日下字河原端、字豊後、字寛ケ坪、字油免、字昆沙田、字砂堀、字二ノ宮分、字蟹ケ坪堤ノ下、字蟹ケ坪、字東蟹ケ坪、字南蟹ケ坪、字四反田、字蟹ケ坪中島、字西杉ケ前、字小瀬ノ下、字伊原、字寺屋敷、字荒神前、字河原淵及び字清王寺並びに福万字妻神、字八窪田、字廣畑、字八窪田ノ一、字北林、字八久保田北及び字八久保田南地内
- 2 西伯郡岸本町岸本字下ノ原東一、字下ノ原東二、字下ノ原西一、字尻谷、字上ノ原、字陣場及び字横道ノ上、久古字袖落、字原新屋敷、字新田原、字新田原下モ、字陣場、字豆尾、字豆尾ノ中、字豆尾下、字細工欠、字向坂ノ下、字細工欠落通、字下川原川端、字下河原、字仲田、字カケハタ、字下向田、字向田、字鋤先、字ハバタ、字御休堂、字草田畑、字草田、字宮ノ前、字荒神ノ元、字宮ノ峯ノ二、字宮ノ脇
- 3 日野郡江府町大字柿原字尾船、字小船、字小船ホウキ平、字三谷、字三谷尻、字三谷瀧ノ下及び字横路、大字佐川字行岸、字峠ノ平、字御崎谷下モ、字御崎谷、字段ノ平、字釜屋ケ谷、字大陸谷日南、字上ミ岩屋ケ成ル、字大陸谷、字寺ノ段、字謚リ上谷、字日南山、字謚リ谷下タ、字上代、字ヒナ、字松尾尻カゲ、字ハセン、字景山、字宮ノ尾上ミ、字宮ノ尾下モ、字谷山、字中崎、字平谷尻リ、字林ヘリ、字足塔尻、字足塔、字隠塔、字カナクソ、字小平ラ、字山ノ神、字塔田入口、字塔田、字谷山日南ノ菘、字有免、字スエヒト、字柿木田、字砂田、字棚田、字柿ノ木塔、字原手塔田、字井手平ラ及び字谷山日南、大字小江尾字大松谷、字大成北平、字大成南平、字大塔日南平、字大塔尻、字下大塔南平、字北奥谷林、字北下谷林、字南奥谷林、字南下谷林、字北朽ノ子塔、字南朽ノ子塔、字代、字成ル林、字鉄穴口、字古屋敷、字坂木、字奥向林、字下向林及び字城ノ尾、大字江尾字貝田原、字駄飼場、字上浅原、字浅原下タ岸、字船谷中島、字猿平、字上後原、字下後原、字カキ尻、字オノ木、字原高下、字石橋、字山神、字山神脇及び字市塔日南尻リ、大字宮市字地大名、字焔焔田、字杉田、字小路ケ市谷上、字小路ケ市谷下、字箕平ラ、字平ル林、字日南林、字神田平、字木舟上平、字古神田、字木船尻、字木舟、字木舟

日南、字枿谷、字谷奥、字不如来堂、字如来堂、字王子ケ市、字小苦塔、字上ミ小苦塔、字廣塔、字道ケ塔、字坂根、字後谷及び字苦塔、大字俣野字北谷奥及び字熊野山、大字助沢字岡岩、字細谷、字影ノ平ル、字下龍王、字龍王、字アマガ平、字越峠、字柳原、字澤、字今坂谷、字中ソ子、字家奥谷、字家ノ奥、字ソラヌク湯及び字三平並びに大字下蚊屋字上ヌク湯、字大横谷及び字三平地内

4 日野郡溝口町金屋谷字下山北通一、字下山北通武、字王ノ原巻、字王ノ原式、字下山南通一、字上垢溜、字下垢溜、字段ノ原一、字南垢溜、字段ノ原、字段ノ原三及び字ノブシ原、上野字大平ル原及び字カマ谷、添谷字美道路、長山字後口山、大倉字田塔北平、字田塔平、字ヲコ田平、字間渡ヒナ平、字尻立平、字間渡り、字間渡薩平、字七曲リ、字荒神間渡ヒナ平、字荒神間渡、字シヤウガ田、字正田ノ二及び字正田ノ一、谷川字大谷、字中ウネ、字小塔、字小谷、字山田、字篠林、字高林西比良、字大谷尻、字打石、字打石谷、字堀、字高林南比良ノ西、字提ノ上、字北平東及び字大比良三、宮原字山ノ神、字大塔、字隻日、字虎ケ尾、字隻日谷、字塩瀧、字水落、字鉄床、字大林、字上赤塔、字提谷、字ヤナガ谷、字狐狩、字柿塔、字小屋谷、字小谷、字小谷尻、字仏ヶ峰、字シンナシ、字下亀谷、字中ノ谷及び字上亀谷、白水字妻ヶ平、字下具市、字カン谷、字横山、字屋敷、字樋ヶ谷平、字原坂平、字中河原、字上中河原、字平井手ノ下夕、字サナノ前及び字喜藤治並びに根雨原字道々平、字ナル、字道々日南、字妻ノ神、字道々影、字道々影の一、字道々影の二、字里輪谷、字砂子ヶ峠、字下モイヤ谷、字白水古曾里及び字小艇地内

四 立ち入らうとする期間

昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで

鳥取県告示第二百八十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年三月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年十一月二十一日 鳥取県指令受都計第三百十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡日吉津村大字富吉

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳一七四六

山西高史

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第五号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十七年三月十九日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

一日時 昭和五十七年三月二十三日(火) 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市末広温泉町五五六番地 白兔会館

三 議題

- 1 県立学校長の人事について
- 2 その他

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第一号

漁業の免許の内容等の事前決定について知事に意見を述べるため、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第四項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

昭和五十七年三月十九日

鳥取海区漁業調整委員会会長 福 政 実

一 開催日時及び場所

日 時	場 所
昭和五十七年四月六日 午後一時から	境港市上道町無番地 弓浜漁業協同組合漁村環境改善総合センター

二 案件

鳥取県西部海域における区画漁業の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区の事前決定について

三 公述人

公聴会において発言を希望する利害関係人は、住所、氏名、年令、従事する漁業の種類及び発言内容の要旨を記載した書面を昭和五十七年四月一日までに鳥取海区漁業調整委員会へ提出すること。

公 告

職業訓練法(昭和44年法律第84号)第84条第2項の規定により実施した昭和56年度後期技能検定の合格者は、次のとおりである。

昭和57年 3月19日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

〔一級技能検定合格者〕
農業機械整備

川上 孝広	山根 敏光	池信 裕夫	森田 千里	松本 誠	濱口 幸男	生田 時雄	瀬崎 光彦	山根 昌幸	西山 秀之
塚本 正志	前田 春恵	山根加代子	吉岡 孝子	三ツ国美佐子	橋本 正巳	高梨 哲雄	田中 重徳	澤 政美	田村 孝雄
和 裁					田村 幸男	福本 春次	田中 隆		
船川 久恵					配 管				
建築大工					谷口 利信	森木 豊	浜納隆太郎	野津 和行	杉本 政明
田中 勇	青木 修身	梅美 悦雄	大鳥 武志	谷口 強	伊藤 達也	加藤 敬	小倉 昌弘	岡村 孝志	吉田 正市
松本 雅夫	山下 一義	光浪 猛	大坪 則秋	岩城 実夫	田中 友義	浦島 清	筑谷 一彦	奈義良三郎	
鳥羽 義孝	吉田 保	清水 栄	山本 克己	渡辺 繁美	防水施工				
菅原 宏	蔵本 晴美	松本 崇	景山 脩	竹尾 晃	平尾 隆男	坂下 干男			
冷凍空調和機器施工					金型製作				
金乗 輝行	山根 義明				居川 則一	井上 博幾	大橋 雄二		
紳衣服製造					板 金				
谷村 広美	西垣 良蔵	山崎 寿幸	森本 茂	寺坂 智和	面田 頼男	会見 利秋	河野 勝男	佐々木忠輝	梶川 博
山本 信義	渡辺喜代志	森田 英男	早泉まつこ	前田 春由	左 官				
難波 和憲	中島 成美	山名 松夫			小椋 良二				
型わく施工					造 園				
高多 勝美	太田 敏治	木下 賢治	中本 賢一		井上 幹雄	渡辺 啓二	渡辺 敏		
鉄筋組立て					と び				
河田 道明	岩岡 智也	高砂 尚	矢藤 二郎		石田 恵治	小山 秀雄	加藤 太	小早川寛海	三和 秋好
ガラス施工					原田 正徳	武田誠一郎	関本 武利		
井上 典之					フロック建築	山口 実	佐々木徳夫		
機械製図					藤田 惇典				
森原 美治					床仕上げ施工				
かわらぶき					石倉 一夫				

森本 愛治	片山 行治	山本 文人	磯井 清隆	上田 稔	笠長 浩樹	岸下 朗	浜田 良治	高橋 実
沢 善彦	北村 信弘	田中 安藤	清隆 均	小笹 山根	表 敬司	岸下 誠	阪本 茂	八幡 純基
勝見 将彦	滝本 悦雄	孝司 春陽	早島 清明	永田 定秋	岸下 敬司	岸下 誠	阪本 茂	古持 和浩
鈴木 英一	小林 栄一	石賀 春明	細井 正之	武孝 彰	岸下 敬司	岸下 誠	利弘	
五畑 俊雄	佐々木康幸	木島 英明	谷口 梅原	島田 朝妻	秋吉 清一	筒井百合男		
川端 保夫	澤田 駒三	片部 春巳	理敬 秀隆	清孝 彰				
桑垣新一郎	妹尾 亜夫	佐伯 照博	荒木 赤星	湯浅 大黒				
森山 康伸	福田 明宏	福本 泰史	小林 昭	柏木 大丸				
足羽 進	池本 勇	淳一郎	井上 敏美	俊一				
井本 秀雄	山田 覚	小椋 一郎						
井上 久雄	河本 淳一							
防水施工								
矢田具正己	岡村 寛道							
板 金								
吉田 一博	依藤 薫	足立 三男						
左 官								
曾田 隆	松島 立実							
造 園								
長谷阪英孝	隅田 茂雄	平井 忠利						
と び								
榊田 克仁	古谷 栄正	山崎 能忍						
ゾロツク建築								
三成 寛夫	坪田 重則	渡部 泰和						
床仕上げ施工								

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月十二百円(送料を含む)】